

# 平成22～25年度 三重県・市町・四日市港管理組合共同入札参加資格審査申請書提出要領（随時新規申請用）（建設工事・測量・建設コンサルタント等）

三重県・市町・四日市港管理組合では、建設工事・測量・建設コンサルタント等における入札参加資格審査の受付を共同で実施しています。共同受付参加団体へ建設工事・測量・建設コンサルタント等における入札参加資格登録を希望する者は、本提出要領に基づき、申請してください。

## 1. 入札参加資格審査申請共同受付の概要

### （1）共同受付参加団体について

下記の団体では、共同で入札参加資格申請の受付を実施しています。下記以外の団体では個別に入札参加資格審査申請の手続きが必要ですので、申請先については十分に確認の上、申請してください。

【共同受付参加団体：28団体】

三重県・津市・四日市市・桑名市・鈴鹿市・名張市・尾鷲市・亀山市・鳥羽市・いなべ市・志摩市  
伊賀市・木曽岬町・東員町・菰野町・朝日町・川越町・多気町・明和町・大台町・玉城町・度会町  
大紀町・南伊勢町・紀北町・御浜町・紀宝町・四日市港管理組合

個別に手続きが必要な団体：伊勢市・松阪市・熊野市

### （2）共同受付の対象外の申請者について

共同企業体（JV）の入札参加資格審査申請は、共同受付の対象外となりますので、申請の取り扱いについては、各共同受付参加団体（P12共同受付参加団体一覧表参照）に個別に問い合せてください。

## 2. 入札参加資格申請者の要件

共同受付による入札参加資格審査申請者は、以下の要件を満たしている必要があります。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- （2）申請を希望する各共同受付参加団体に対して未納の徴収金がないこと。

三重県に申請する場合

- ア 三重県内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての三重県税について未納の徴収金がないこと。
- イ 消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。

市町に申請する場合

- ア 登録申請を希望する三重県内の本店又は委任先となる支店若しくは営業所等の所在地における市町税について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。
- イ 法人税（個人にあつては申告所得税）及び「消費税及地方消費税」について未納の徴収金（徴収猶予に係るものを除く。）がないこと。

四日市港管理組合に申請する場合

- ア 三重県内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての三重県税について未納の徴収金がないこと。
- イ 四日市市内に本店、支店、営業所等を有する者にあつては、すべての四日市市税について未納の徴収金がないこと。

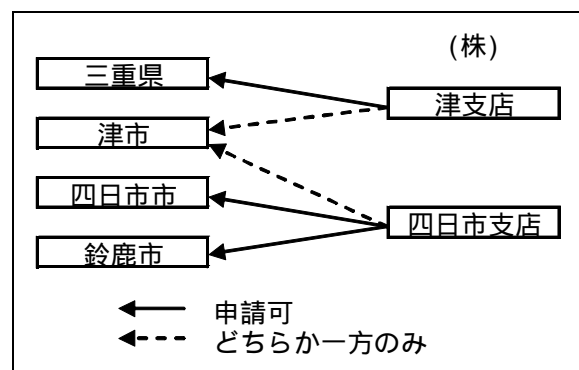
- ウ 消費税及び地方消費税について未納の徴収金がないこと。
- (3) 経営が健全であり、契約の履行が確実であると認められること。
- (4) 建設工事にあつては建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設業許可を受けているとともに、同法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。
- (5) 測量にあつては、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けていること。
- (6) 不動産鑑定にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定による登録を受けていること。
- (7) 不動産登記手続にあつては、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)第8条第1項の規定による登録又は司法書士法(昭和25年法律第197号)第8条第1項による登録を受けていること、若しくはこれらの法律により設立を認められている者であること。
- (8) 建築設計にあつては、建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録を受けていること(但し、暖冷房、衛生、電気、機械設備積算、電気設備積算、調査の部門に希望する場合はこの限りではない)。
- (9) 建設工事にあつては入札(見積)、契約等に関する権限を、支店若しくは営業所等に委任する場合には、その支店若しくは営業所等において必要な許可を有していること。

### 3. 入札参加資格審査申請書について

#### 申請にあたっての注意事項

##### 登録申請先について

申請にあたっては、支店等单位ではなく、本店でとりまとめるなどして、「1申請者・1入札参加資格審査申請書」で申請するようお願いいたします。複数の参加団体に申請する場合、参加団体ごとに異なる支店等で申請することはできますが、一つの団体に対して、複数の支店等を申請することはできませんので注意してください。



##### 本店又は支店等の登録申請について

登録を希望する本店又は支店等ごとに、第A-2号(建設工事用)第B-2号(測量・建設コンサルタント等用)様式に記載して、登録申請してください。

##### 控え(コピー)について

申請内容や申請に必要な共通添付書類の過不足等で、問い合わせをすることがありますので、申請いただく全ての書類の控え(コピー)をとっておくようお願いします。

### 4. 受付期間及び申請方法

#### (1) 受付期間

受付期間は設けず随時受付を行います。ただし、受付後の名簿登載時期については、各共同受付参加団体で異なりますので注意してください。(「5. 名簿に登載される時期について」参照)

#### (2) 申請方法

郵送のみ(宅配便可)

郵送以外の申請は原則認めません。

申請にあたっての注意事項

ア A4版フラットファイルでの提出

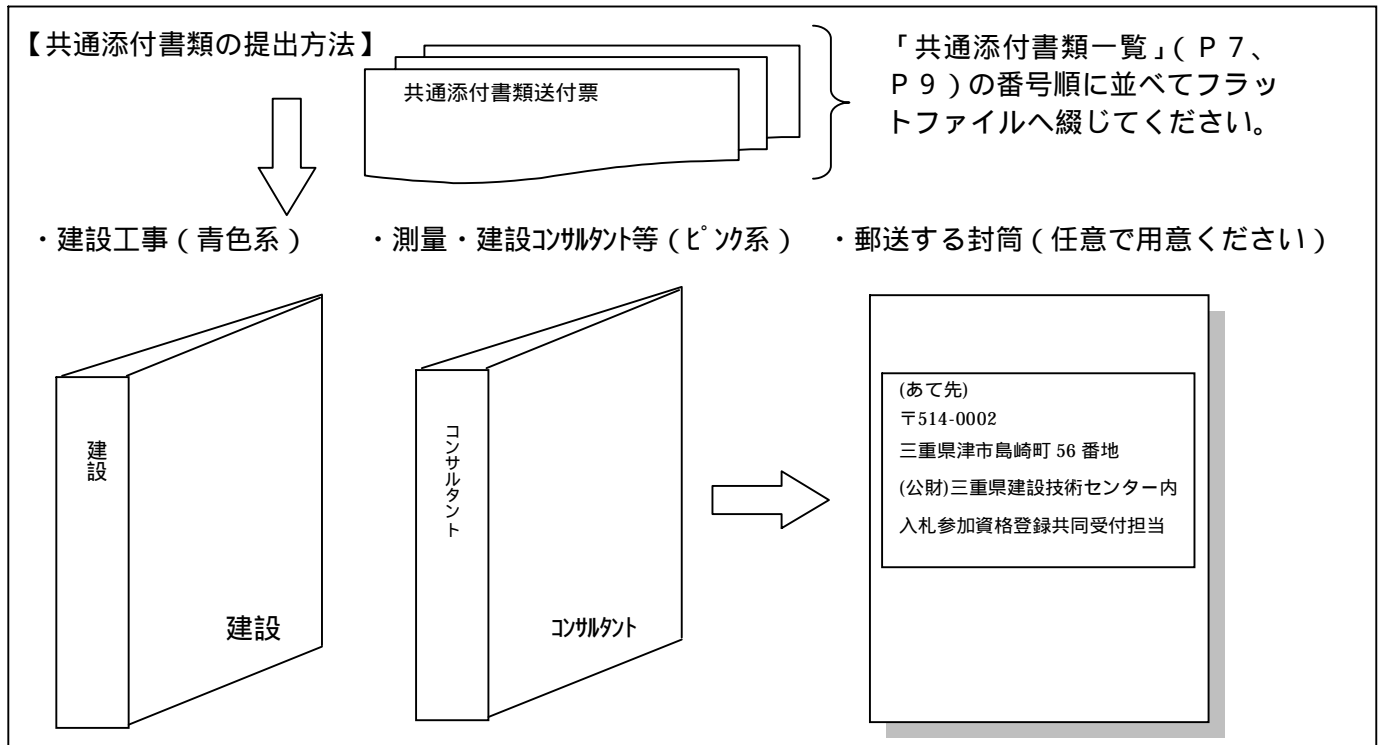
共通添付書類については、建設工事、測量・建設コンサルタント等とともにP7、P9の「共通添付書類一覧」の番号順に、A4版フラットファイル(2つ穴)に綴じて提出してください(建設工事につい

ては、青色系のフラットファイル、測量・建設コンサルタント等についてはピンク系のフラットファイルを使用してください。

また、郵送する封筒の右下、フラットファイルの表紙及び背表紙に必ず業者名を記入するようお願いします。

#### イ 共通添付書類への会社名の記入

共通添付書類のうち、様式第A-2号、第A-3号（以上、建設工事用）第B-2号、第B-5号（以上、測量・建設コンサルタント等用）については、各様式の右下に「会社名」を記入する欄がありますので、記入漏れがないよう注意してください。



#### 郵送先(共通添付書類のみ)

〒514-0002 三重県津市島崎町56番地  
(公財)三重県建設技術センター 入札参加資格登録共同受付 担当  
TEL:059-229-5610 FAX:059-229-5619

#### 個別必要書類送付先

共同受付参加団体個別の必要添付書類(P8、P10参照)は、P12の共同受付参加団体一覧表を参考にして、直接、各団体へ送付してください。

## 5. 名簿に登載される時期について

新規申請を行った場合、各共同受付参加団体において申請内容を審査し、名簿に登載される時期は各団体において下記のとおり異なりますので、十分に確認の上、申請してください。

なお、平成22～25年度名簿の随時新規申請、希望業種（部門）の追加等の受付は、平成22年4月1日からとなりますので、ご注意ください。

### 【名簿に登載される時期】

共同受付団体名	名簿登載時期	備考
三重県	4月1日 8月1日 11月1日 2月1日 5月1日	4月1日登録（平成24年1月1日～2月末日受付分） 8月1日登録（3月1日～6月末日受付分） 11月1日登録（7月1日～9月末日受付分） 2月1日登録（10月1日～12月末日受付分） 5月1日登録（平成25年1月1日～3月末日受付分） ただし、末日が三重県の休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたる場合は、これらの日の翌日をその期限とみなします。
津市	10月1日 6月1日	10月1日登録（4月1日～8月末日受付分） 6月1日登録（9月1日～3月末日受付分） （末日が土日祝休日の場合は、直前の平日。）
四日市市	6月1日 9月1日 12月1日 3月1日	6月1日登録（2月1日～4月末日受付分） 9月1日登録（5月1日～7月末日受付分） 12月1日登録（8月1日～10月末日受付分） 3月1日登録（11月1日～1月末日受付分） ただし、末日が四日市市の休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたる場合は、これらの日の翌日をその期限とみなします。
桑名市	7月1日 10月1日 1月1日 4月1日	7月1日登録（3月1日～5月末日受付分） 10月1日登録（6月1日～8月末日受付分） 1月1日登録（9月1日～11月末日受付分） 4月1日登録（12月1日～2月末日受付分） 末日が土、日、祝日の場合は、その翌日を期限とみなします。
鈴鹿市	7月1日 11月1日 3月1日	7月1日登録（2月1日～5月末日の受付分） 11月1日登録（6月1日～9月末日受付分） 3月1日登録（10月1日～1月末日受付分） （末日が土日祝祭日の場合は、直前の平日）
名張市	毎月1日	毎月20日までに（公財）三重県建設技術センターの審査完了した分を翌月1日に登録する。
尾鷲市	随時	

共同受付団体名	名簿登載時期	備 考
亀山市	随時	
鳥羽市	毎月 1 日	毎月 20 日までの受付分を翌月 1 日に登録 ただし、基準日である 20 日が鳥羽市の休日を定める条例第 1 条に規定する休日(土日祝日等)にあたる場合は、同日後の最初の市の休日でない日とする。
いなべ市	毎月 15 日	毎月末日までの受付分を翌月 15 日に登録 (末日及び 15 日が土日祝祭日の場合は、直前の平日)
志摩市	審査完了日 の翌月 1 日	審査完了日は申請書類(個別書類が必要な場合は申請書類、個別書類の両方)の受付・審査が完了した日とする。
伊賀市	申請の翌月 1 日	
木曽岬町	随時	
東員町	8 月 1 日 12 月 1 日 翌年度 4 月 1 日	8 月 1 日登録(3 月 1 日~6 月末日受付分) 12 月 1 日登録(7 月 1 日~10 月末日受付分) 翌年度 4 月 1 日登録(10 月 1 日~2 月末日受付分) (末日が土日祝休日にあたる場合は、直前の平日)
菰野町	9 月 1 日 12 月 1 日 3 月 1 日 6 月 1 日	9 月 1 日登録(5 月 1 日~7 月末日受付分) 12 月 1 日登録(8 月 1 日~10 月末日受付分) 3 月 1 日登録(11 月 1 日~1 月末日受付分) 6 月 1 日登録(2 月 1 日~4 月末日受付分) ただし、末日が菰野町の休日を定める条例第 1 条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝祭日等)にあたる場合は、これらの日の前日をその期限とみなします。
朝日町	随時	
川越町	6 月 1 日 9 月 1 日 12 月 1 日 3 月 1 日	6 月 1 日登録(2 月 1 日~4 月末日受付分) 9 月 1 日登録(5 月 1 日~7 月末日受付分) 12 月 1 日登録(8 月 1 日~10 月末日受付分) 3 月 1 日登録(11 月 1 日~1 月末日受付分) ただし、末日が川越町の休日を定める条例第 1 条に規定する休日(日曜日、土曜日、祝日等)にあたる場合は、これらの日の前日をその期限とみなします。
多気町	随時	
明和町	随時	
大台町	受付日の翌月 1 日	
玉城町	随時	
度会町	随時	登録データ受領後、確認したい登録。

共同受付団体名	名簿登載時期	備 考
大紀町	受付日の翌月 1 日	
南伊勢町	6 月 1 日 12 月 1 日	6 月 1 日登録（10 月 1 日～3 月 31 日受付分） 12 月 1 日登録（4 月 1 日～9 月 30 日受付分） ただし、末日が南伊勢町の休日を定める条例第 1 条に規定する休日にあたる場合は、これらの日の翌日をその期限とみなします。
紀北町	8 月 1 日 12 月 1 日 2 月 1 日 6 月 1 日	8 月 1 日登録（4 月 1 日～6 月未受付分） 11 月 1 日登録（7 月 1 日～10 月未受付分） 2 月 1 日登録（11 月 1 日～12 月未受付分） 6 月 1 日登録（1 月 1 日～3 月未受付分） ただし、末日が紀北町の休日を定める条例第 1 条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝日等）にあたる場合は、これらの日の前日をその期限とみなします。 ただし、発注標準に基づく町内業者の格付けについては、受付の翌年度の 6 月に行う。
御浜町	随時	
紀宝町	随時	（公財）三重県建設技術センターからのデータを受領後、確認しだい登録。
四日市港管理組合	9 月 1 日 12 月 1 日 3 月 1 日 5 月 1 日	9 月 1 日登録（4 月 1 日～6 月末日受付分） 12 月 1 日登録（7 月 1 日～9 月末日受付分） 3 月 1 日登録（10 月 1 日～12 月末日受付分） 5 月 1 日登録（1 月 1 日～3 月末日受付分） ただし、末日が四日市港管理組合の休日を定める条例第 1 条に規定する休日（日曜日、土曜日、祝祭日等）にあたる場合は、これらの日の翌日をその期限とみなします。

## 共通添付書類等一覧（建設工事）

送付先（郵送のみ）：（公財）三重県建設技術センター

書類名	様式 / 発行	部数等	備考
共通添付書類送付票 （建設工事に用）	-	1部	
入札参加資格審査申請書	第A-1号	1部	押印（実印）のないものは受付できませんので注意してください。
	第A-2号		登録を希望する本店又は支店等ごとに必ず作成してください。
登記事項証明書 又は身分証明書 （申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り）	所轄法務局 市町村（本籍地）	1部 （コピー可）	（法人）履歴事項全部証明書 （個人）市区町村長（本籍地）が発行する身分証明書
納税証明書 （申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り）	(1) 国税に係る納税証明書 （所轄税務署） (2) 三重県税の納税確認書 （県税事務所）	各1部 （コピー可）	【三重県に申請する場合】 (1) 「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3） (2) 三重県税の納税確認書 (1)については、全ての方が添付してください。未納税額のない証明書（法人：その3の3、個人：その3の2）の添付でも構いません。 (2)については、三重県内に本店、支店等があり、三重県税の納税義務がある方のみ添付してください。
	(1) 国税に係る納税証明書 （所轄税務署） (2) 市町税完納証明書等（各市町） （三重県内の本店又は支店等で申請する場合）	各1部 （コピー可）	【市町に申請する場合】 (1) 法人：「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の2） (2) 本店（支店等に委任する場合は委任先）の所在地における市町税の完納証明書（新規に本店、支店等を開設した場合は法人市民税等の（事務所）開設届（写）を添付してください）
	【四日市港管理組合に申請する場合】必ず三重県への登録が必要です		三重県への登録が必要です。【三重県に申請する場合】と同様の納税証明書を添付して下さい。又、四日市市に本店、支店等を有する者が申請する場合は、四日市市税に係る完納証明書を添付して下さい。
建設業許可証明書又は建設業許可通知書（写）	各地方整備局 又は都道府県	1部 （コピー可）	建設業法第3条の規定による許可を受けていることを証明する許可証明書、許可通知書の写し等。許可更新中の場合は、手続き中であることが確認できる書類を添付してください。
営業所一覧表	第A-3号	1部	委任先がある場合は、委任先がそれぞれ有している許可業種を記載してください。許可のない業種の登録はできません。
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写	-	1部 （コピー可）	申請時において有効期限内（審査基準日から1年7ヶ月以内）で最新のものを添付してください。
印鑑（登録）証明書 （申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り）	法人：所轄法務局 個人：市町村	1部 （コピー可）	法人：所轄法務局の発行する印鑑証明書 個人：市町村長の発行する印鑑（登録）証明書
使用印鑑届（本店登録用）	第A-4号	1部	本店で登録申請する場合に使用してください。
委任状兼使用印鑑届 （委任先がある場合のみ使用してください）	第A-5号	委任する支店等ごとに提出	(1) 委任状部分：委任者欄の押印は印鑑証明のある印鑑（実印）を押印してください。 (2) 使用印鑑部分：入札、契約等の際に受任者が使用する印鑑を使用印欄に押印してください。
I S O 14001 認証書(写) I S O 9000s 認証書(写)	各認証機関	1部 （コピー可）	I S O 14001 又は I S O 9000s を認証取得している方は認証書及び附属書を添付してください。（認証取得していない方は不要です。）
建退共加入履行証明書(写) （直近の決算日以降の証明日のものに限り）	建退共各支部指定様式	1部 （コピー可）	建退共に加入している場合のみ添付してください。（加入していない場合は不要です。）

注：上表の「部数等」の項目に「コピー可」と表記している書類は、当該提出書類原本の写しをもって提出していただくことが可能です。ただし、写しにより内容が不鮮明な書類等で書類の内容が確認できないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

## 共同受付参加団体個別の必要添付書類（建設工事）

下記添付書類を必要とする各団体へ送付又は持参してください。

書類名	様式/発行	登録申請先	備考
使用印鑑届（本店登録用）	第A-4号	四日市市	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出してください。
工事・測量等経歴書	個別様式	紀宝町	建設業許可申請で用いる工事経歴書でも可
技術者経歴書	個別様式	紀宝町	
技術職員名簿	個別様式	四日市市	左記登録申請先に本店を有する方は、本店所在市へ提出してください。
入札保証金・契約保証金免除申請書	個別様式	御浜町	契約履行証明（申請直前2年の間に、国、公社、公団、県又は地方公共団体と契約し誠実に履行したことの証明書）を契約2件以上について添付してください。
営業所の専任技術者調書（写）（専任技術者証明書（新規・更新））	建設業許可申請書に添付したものの	名張市	左記登録申請先に本店を有する方は、本店所在市へ提出してください。
準市内業者登録申請書類	個別様式	名張市	名張市内におく支店で登録を希望する者
技術者登録名簿	個別様式	伊賀市	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。伊賀市内に本店、支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
準市内業者登録申請書類	個別様式	伊賀市	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。伊賀市内に支店、営業所等を有する者のみ提出してください。

亀山市提出の個別必要添付書類は、亀山市ホームページにてご確認ください。

各必要添付書類の提出・記入方法等については、必ず各団体のホームページ等で確認してください。指示通りに提出されない場合は、各団体において登録されない場合があります。

### 希望業種コード（建設工事）

コード	業種	略称	コード	業種	略称	コード	業種	略称
010	土木一式工事	土	110	鋼構造物工事	鋼	220	電気通信工事	通
011	プレストレストコンクリート		111	鋼橋上部工		230	造園工事	園
020	建築一式工事	建	120	鉄筋工事	筋	240	さく井工事	井
030	大工工事	大	130	ほ装工事	ほ	250	建具工事	具
040	左官工事	左	140	しゅんせつ工事	しゅ	260	水道施設工事	水
050	とび・土工・コンクリート工事	と	150	板金工事	板	270	消防施設工事	消
051	法面処理		160	ガラス工事	ガ	280	清掃施設工事	清
060	石工事	石	170	塗装工事	塗			
070	屋根工事	屋	180	防水工事	防			
080	電気工事	電	190	内装仕上工事	内			
090	管工事	管	200	機械器具設置工事	機			
100	タイル・れんが・ブロック工事	タ	210	熱絶縁工事	絶			

## 共通添付書類等一覧（測量・建設コンサルタント等）

送付先（郵送のみ）：（公財）三重県建設技術センター

書類名	様式 / 発行	部数等	備考
共通添付書類送付票 （測量・建設コンサルタント等用）	-	1部	
入札参加資格審査申請書	第B-1号	1部	押印（実印）のないものは受付できませんので注意してください。
	第B-2号		登録を希望する本店又は支店等ごとに必ず作成してください。
登記事項証明書又は身分証明書 （申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り）	所轄法務局 市町村（本籍地）	1部 （コピー可）	（法人）履歴事項全部証明書 （個人）市区町村長（本籍地）が発行する身分証明書
納税証明書 （申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り）	(1) 国税に係る納税証明書 （所轄税務署） (2) 三重県税の納税確認書 （県税事務所）	各1部 （コピー可）	【三重県に申請する場合】 (1) 「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3） (2) 三重県税の納税確認書 (1)については、全ての方が添付してください。未納税額のない証明書（法人：その3の3、個人：その3の2）の添付でも構いません。 (2)については、三重県内に本店、支店等があり、三重県税の納税義務がある方のみ添付してください。
	(1) 国税に係る納税証明書 （所轄税務署） (2) 市町税完納証明書等（各市町） （三重県内の本店又は支店等で申請する場合）	各1部 （コピー可）	【市町に申請する場合】 (1) 法人：「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3） 個人：「申告所得税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の2） (2) 本店（支店等に委任する場合は委任先）の所在地における市町税の完納証明書（新規に本店、支店等を開設した場合は法人市民税等の（事務所）開設届（写）を添付してください）
	【四日市港管理組合に申請する場合】必ず三重県への登録が必要です		三重県への登録が必要です。【三重県に申請する場合】と同様の納税証明書を添付して下さい。又、四日市市に本店、支店等を有する者が申請する場合は、四日市市税に係る完納証明書を添付して下さい。
登録を証明する書類 （更新中の場合は、手続き中であることが確認できる書類を添付してください）	各登録官署	1部 （コピー可）	(1) 測量業者：測量法第55条による登録 (2) 不動産鑑定業者：不動産の鑑定評価に関する法律第22条による登録 (3) 土地家屋調査士：土地家屋調査士法第8条による登録 (4) 司法書士：司法書士法第8条第1項による登録 (5) 建築士事務所：建築士法第23条による登録 (6) 建設コンサルタント：建設コンサルタント登録規程第2条による登録 (7) 地質調査業者：地質調査業者登録規程第2条による登録 (8) 補償コンサルタント：補償コンサルタント登録規定第2条による登録 (6)～(8)は、国土交通省に備える登録簿に登録されている場合は提出してください。
印鑑（登録）証明書 （申請日以前3ヶ月以内の証明日のものに限り）	法人：所轄法務局 個人：市町村	1部 （コピー可）	法人：所轄法務局の発行する印鑑証明書 個人：市町村長の発行する印鑑（登録）証明書
使用印鑑届（本店登録用）	第B-3号	1部	本店で登録申請する場合に使用してください。
委任状兼使用印鑑届 （委任先がある場合のみ使用してください）	第B-4号	委任する支店等ごとに提出	(1) 委任状部分：委任者欄の押印は印鑑証明のある印鑑（実印）を押印してください。 (2) 使用印鑑部分：入札、契約等の際に受任者が使用する印鑑を使用印欄に押印してください。
ISO14001 認証書(写) ISO9000s 認証書(写)	各認証機関	1部 （コピー可）	ISO14001 又はISO9000s を認証取得している方は認証書及び附属書を添付してください。（認証取得していない方は不要です。）
測量等の実績高確認調書	第B-5号	2部 （コピー可）	新規に法人を開設した場合等で1年分の実績がない場合も営業収入金額をゼロとして提出してください。
財務諸表（貸借対照表・損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書）	所轄税務署	1部 （コピー可）	実績高を確認できる直近1年分の財務諸表（個人の場合にあっては、青色申告書（写）等これらに類する書類）がある場合は必ずその写しを添付してください。
現況報告書副本（写）	各地方整備局		登録を証明する書類(6)～(8)の国土交通省に備える登録簿に登録されている場合は実績高を確認できる直近1年分の現況報告書副本を添付してください。

注：上表の「部数等」の項目に「コピー可」と表記している書類は、当該提出書類原本の写しをもって提出していただくことが可能です。ただし、写しにより内容が不鮮明な書類等で書類の内容が確認できないものは、受け付けることができませんのでご注意ください。

## 共同受付参加団体個別の必要添付書類（測量・建設コンサルタント等）

下記添付書類を必要とする各団体へ送付又は持参してください

書類名	様式／発行	登録申請先	備考
使用印鑑届（本店登録用）	第B-3号	四日市市	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。
工事・測量等経歴書	個別様式	志摩市・紀宝町	
技術者経歴書	個別様式	紀宝町	
技術職員名簿	個別様式	四日市市	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。
入札保証金・契約保証金免除申請書	個別様式	御浜町	契約履行証明（申請直前2年の間に、国、公社、公団、県又は地方公共団体と契約し誠実に履行したことの証明書）を契約2件以上について添付してください。
登録を証明する書類 （登録申請・更新中の場合は、手続き中であることが確認できる書類を添付してください）	各登録官署	四日市市	四日市市内に本店を有する方で、四日市市に登録を希望する場合に提出して下さい。
準市内業者登録申請書類	個別様式	名張市	名張市内におく支店で登録を希望する者
技術者登録名簿	個別様式	伊賀市	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に本店、支店、営業所等を有する者のみ提出してください。
準市内業者登録申請書類	個別様式	伊賀市	様式は伊賀市ホームページをご確認下さい。 伊賀市内に支店、営業所等を有する者のみ提出してください。

亀山市提出の個別必要添付書類は、亀山市ホームページにてご確認ください。

各必要添付書類の提出・記入方法等については、必ず各団体のホームページ等で確認してください。指示通りに提出されない場合は、各団体において登録されない場合があります。

## 希望業種コード（測量・建設コンサルタント等）

業種コード	業種	部門コード	部門名称	部門コード	部門名称
510	測量	010 030	測量一般 航空測量	020	地図の調整
520	建築関係 コンサルタント	010 030 050 070 090	建築一般 構造 衛生 建築積算 電気設備積算	020 040 060 080 100	意匠 暖冷房 電気 機械設備積算 調査
530	土木関係 コンサルタント	010 030 050 070 090 110 130 150 170 190 210	土質及び基礎 河川、砂防及び海岸・海洋 道路 施工計画、設備および積算 地質 港湾及び空港 上水道及び工業用水道 農業土木 都市計画及び地方計画 建設環境 水産土木	020 040 060 080 100 120 140 160 180 200	鋼構造物及びコンクリート 電力土木 トンネル 機械 造園 鉄道 下水道 森林土木 廃棄物 電気電子
540	地質調査	010	地質調査		
550	補償関係 コンサルタント	010 030 050 070	土地調査 物件 営業・特殊補償 補償関連	020 040 060	土地評価 機械工作物 事業損失
560	その他	010 030	不動産鑑定 その他（環境調査等）	020	不動産登記手続

注：業種コード560（その他）部門コード030その他（環境調査等）は三重県及び四日市港管理組合には登録できません。

## 登録にあたり必要となる資格（測量・建設コンサルタント等）

次の部門を希望する方は、それぞれ測量法第55条、建築士法第23条、不動産の鑑定評価に関する法律第22条、土地家屋調査士法第8条、司法書士法第8条による登録が必要であり、申請の際に次の証明書等が必要となります（前記に係る登録を受けていない方は、当該業務の申請を希望することはできません。）

業種	部門名称	必要な証明書
測量	測量一般	測量業者登録証明書
	地図の調整	
	航空測量	
建築関係コンサルタント	建築一般	建築士事務所登録証明書
	意匠	
	構造	
	建築積算	
その他	不動産鑑定	不動産鑑定業者であることを証する書面
	不動産登記手続	土地家屋調査士であることを証する書面 司法書士であることを証する書面

不動産登記手続にあつては、土地家屋調査士であることを証する書面又は司法書士であることを証する書面のいずれかが必要となります。

## 共同受付に係る情報提供について

共同受付に係る各種要領や各種申請様式、共通変更届様式等の情報提供については、下記ホームページにて行いますので有効活用ください。

「建設業のための広場」 <http://www.pref.mie.lg.jp/kengyo/hp/index.htm>

## 共同受付参加団体一覧表

共同受付参加団体名	担当課(室)名	連絡先	住 所
三重県	建設業室	059-224-2723	〒514-8570 津市広明町 13
津市	調達契約課	059-229-3122	〒514-8611 津市西丸之内 23-1
四日市市	調達契約課	059-354-8125	〒510-8601 四日市市諏訪町 1-5
桑名市	契約監理課	0594-24-1409	〒511-8601 桑名市中央町 2-37
鈴鹿市	契約調達課	059-382-9039	〒513-8701 鈴鹿市神戸 1-18-18
名張市	契約検査室	0595-63-7335	〒518-0492 名張市鴻之台 1-1
尾鷲市	総務課	0597-23-8142	〒519-3696 尾鷲市中央町 10-43
亀山市	契約監理室	0595-84-5028	〒519-0195 亀山市本丸町 577
鳥羽市	総務課	0599-25-1122	〒517-0011 鳥羽市鳥羽 3-1-1
いなべ市	管財課	0594-74-5823	〒511-0293 いなべ市員弁町笠田新田 111
志摩市	検査契約課	0599-44-0018	〒517-0592 志摩市阿児町鶴方 3098-22
伊賀市	契約監理室	0595-22-9810	〒518-8501 伊賀市上野丸之内 116
木曾岬町	総務企画課	0567-68-6100	〒498-8503 桑名郡木曾岬町大字西対海地 251
東員町	政策情報課	0594-86-2811	〒511-0295 員弁郡東員町大字山田 1600
菰野町	財務課	059-391-1109	〒510-1292 三重郡菰野町潤田 1250
朝日町	総務税務課	059-377-5651	〒510-8522 三重郡朝日町大字小向 893
川越町	総務課	059-366-7113	〒510-8588 三重郡川越町豊田一色 280
多気町	総務税務課	0598-38-1111	〒519-2181 多気郡多気町相可 1600
明和町	総務課	0596-52-7111	〒515-0332 多気郡明和町大字馬之上 945
大台町	総務課	0598-82-3781	〒519-2404 多気郡大台町佐原 750
玉城町	総務課	0596-58-8200	〒519-0495 度会郡玉城町田丸 114-2
度会町	総務課	0596-62-1111	〒516-2195 度会郡度会町棚橋 1215-1
大紀町	総務財政課	0598-86-2212	〒519-2703 度会郡大紀町滝原 1610-1
南伊勢町	総務課	0596-66-1111	〒516-0194 度会郡南伊勢町五ヶ所浦 3057
紀北町	財政課	0597-32-3902	〒519-3492 北牟婁郡紀北町海山区相賀 495-8
御浜町	総務課	05979-3-0505	〒519-5292 南牟婁郡御浜町阿田和 6120-1
紀宝町	総務課	0735-33-0333	〒519-5701 南牟婁郡紀宝町鶴殿 324
四日市港管理組合	経営企画課	059-366-7009	〒510-0011 四日市市霞 2-1-1